

令和 5 年度

財政援助団体等監査報告書

春日部市監査委員

春監発第 245 号

令和 5 年 12 月 25 日

春日部市議会議長 荒木 洋美 様

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市教育委員会教育長 鎌田 亨 様

春日部市監査委員 渡邊 市二

春日部市監査委員 香田 寛美

春日部市監査委員 水沼 日出夫

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について報告書を提出します。

この監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和5年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

- 春日部市社会教育関係団体事業費補助金※（以下「補助金」という。）の交付申請団体（抽出）
 - ・ 春日部市PTA連合会
 - ・ 春日部市文化連合会
- 所管部局
 - ・ 教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課

※ 補助金の概要

社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う事業に対し、補助金を交付する。

第3 監査の範囲

団体名称	範囲	補助金額
春日部市PTA連合会	令和4年度の補助金に係る出納その他の事務の執行	851,500円
	令和5年4月1日から令和5年9月30日までの補助金に係る出納その他の事務の執行	851,500円
春日部市文化連合会	令和4年度の補助金に係る出納その他の事務の執行	948,200円
	令和5年4月1日から令和5年9月30日までの補助金に係る出納その他の事務の執行	948,200円

第4 監査の期間

- 事前監査 令和5年10月17日
- 本監査 令和5年11月10日

第5 監査の着眼点

市が社会教育関係団体に対し交付している補助金について、出納その他の事務の執行が当該補助金の目的に沿って行われているかを監査の着眼点とした。

また、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、補助金の交付手続が適正であるかを重点項目として定めた。

第6 監査の実施内容

春日部市監査基準及び令和5年度監査計画に基づき、監査を実施した。

補助職員による事前監査は、提出された監査資料と関係諸帳簿等の照合等により確認するとともに、不明な点については、関係職員から説明を聴取した。

本監査は、庁内会議室において、補助金に係る出納その他の事務の執行について聴取するとともに、質疑を行った。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に実施されていたが、次のとおり一部改善を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記載を省略する。

- 春日部市PTA連合会及び春日部市文化連合会ともに、補助金を概算払で交付しているが、当該概算払の精算については、春日部市会計規則の規定により、「概算払とした経費について、当該経費に係る事務の終了後5日以内に精算書を作成し、会計管理者に送付しなければならない」とされ、その履行確認及び精算を年度内に行う必要がある。概算払は例外的な支出方法であり、債務金額の確定前に債権者へ支出し、後日債務金額が確定したときに精算する制度であることから、この規定に基づき精算を行われたい。

第8 むすび

令和5年度財政援助団体等監査の意見と要望を申し述べる。

春日部市PTA連合会は、児童生徒の健やかな成長及び教育の振興に寄与し、春日部市文化連合会は、市民の文化活動の発展に大きく貢献しているものと認められた。

今回の監査では、2団体を対象に実施したが、概算払により交付している補助金の精算については、他の補助金についても、会計規則等に基づき適正に処理しているか全庁的に確認をお願いしたい。

また、春日部市PTA連合会への補助金については、全国でPTAを巡り様々な議論が交わされている。本市においても34校中10校が春日部市PTA連合会に参加していない現状を踏まえ、時代に即したPTAへの支援のあり方を検討されたい。